

山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により光熱費等が上昇する中、医療機関等において、安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、事業者に対して山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を簡素な仕組みで、迅速かつ的確に支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「病院」とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 「有床診療所」とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所で同法第7条第3項による許可を受けたもの又は同法施行令第3条の3により届け出たものをいう。
- (3) 「無床診療所」とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所で有床診療所以外のものをいう。
- (4) 「施術所」とは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項若しくは第9条の3により届け出たもの及び柔道整復師法第19条第1項により届け出たものをいう。
- (5) 「病床」とは、医療法第7条の規定による許可を受けた病床又は同法施行令第3条の3により届け出た病床をいう（休床中のものを除く）。
- (6) 「医療機関等」とは、(1) から (4) に掲げるものをいう。

(支援金の支給対象施設)

第3条 支給対象施設は、事業継続意思があり、令和8年1月1日時点で、次のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 県内に所在する別表の第1欄に掲げる医療機関等（市町が設置する医療機関等を除く）
- (2) 現に事業活動を行っていること
- (3) 病院、有床診療所及び無床診療所にあつては、保険医療機関の指定を受けている者（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合は、いずれか一方のみの申請とする）
施術所にあつては、受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている者（同一施設であん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の届出を行っている場合は、いずれか一方のみの申請とする）

(支給額)

第4条 支援金の額は、別表の第2欄に掲げるとおりとする。

(支給回数)

第5条 支援金の支給は、次条に定める申請の期間において1施設につき1回限りとする。

(支給の申請方法)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に振込先の口座番号を確認できる書類等（通帳など）の写しを添えて、令和8年1月6日から令和8年2月28日までに別に定める方法により知事に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 知事は、提出された申請書の記載事項等について、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した申請書について、本要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは申請者が指定した金融機関の口座に申請額を払い込むものとする。この場合において、支援金の支給が決定された旨の通知は、支援金の払込みをもって代えるものとする。

(不支給要件)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を支給しないものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 次のいずれかに該当する者が申請者に含まれている場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められる者

(3) 県税の滞納がある場合

(4) 前号のほか、支援金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 支援金を支給しないことと決定したときは、医療機関等光熱費高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、通知するものとする。

(状況確認等)

第9条 知事は、必要に応じて、次に掲げる場合に、職員等に命じて、支給要件を満たしていること又は不支給要件に該当しないことを確認するため、申請者の施設等に対して必要な確認、質問を行い、又は書面等の提出を求めることができる。

(1) 申請書が提出されたとき

(2) その他、知事が必要と認めたとき

2 申請者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の支給を受けた申請者が、支給の要件を満たさない事実が明らかとなった場合や、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、医療機関等光熱費高騰対策支援金支給決定取消・返還通知書（様式第3号）により、当該申請者に対して支給した支援金について支給決定を取消して返還させるものとする。

(書類の保存)

第11条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る書類を、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度の事業から適用する。
- 2 令和4年度に実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に改正前の要綱の規定に基づいて支給決定した交付金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月19日から施行し、令和6年度の事業から適用する。
- 2 令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月16日から施行し、令和7年度の事業から適用する。
- 2 令和6年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年12月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に改正前の要綱の規定に基づいて支給決定した交付金については、なお従前の例による。

別表

1 区分	2 支援金の額
病院	病床数200床未満の病院 130千円＋病床数×40千円 病床数200床以上の病院 130千円＋病床数×50千円
有床診療所	130千円＋病床数×40千円
無床診療所	130千円
施術所	40千円